



広島県報

号 外
第 79 号

発行所 広島県総務部
総務管理司文書法制室
発行者 広島県
購読料 月額 2,700円

目 次

公安委員会公告
駐車監視員資格者講習の募集
警察本部公告
平成十九年度放置車両回収業務委託に関する募集
招致の募集

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第29号
道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1号イの規定によつて、駐車監視員資格者講習を次のとおり実施する。
平成18年4月17日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

1 講習日時等

(1) 講習

平成18年5月29日(月)及び30日(火) 午前9時から午後5時15分まで

(2) 修了考査

平成18年6月7日(水) 午後1時30分から午後4時まで

(3) 受付

講習及び修了考査ともに開始時刻の30分前から受け付ける。

2 実施場所

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター5階 講堂

3 講習内容

講義14時間(1日7時間)及び修了考査1時間の合計15時間(修了考査合格者には、当日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。)

4 持参物

(1) 駐車監視員資格者講習受講票(受講申込書を受理した後、広島県警察本部から送付する。)

(2) 筆記用具

(3) 印鑑(修了考査日のみ)

5 受講手続

(1) 受講申込書の受付期間

平成18年4月24日(月)から平成18年5月19日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律[昭和23年法律第178号]に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後4時30分までの間、随時受け付ける。

(2) 受講申込書の請求

ア 配付場所

(ア) 広島市中区基町1番4号 別館基町庁舎南館1階

広島県警察本部交通部交通規制課駐車対策室

(イ) 広島県内の警察署の交通(第一)課又は地域交通課

イ インターネットによる場合

広島県警察ホームページに掲載中の「放置車両の確認事務の民間委託」から印刷すること。

(3) 受講申込書の提出先等

ア 提出先

上記(2)のアの(ア)又は(イ)の場所。ただし、警察署での混雑が予想されるため、広島市内在住の者は、できる限り同(ア)の場所へ提出すること。

イ 提出方法

受講希望者の持参による。ただし、法人がまとめて提出する場合は、受講希望者からの委任状(連名も可。様式は問わない。)を添えて提出すること。

(4) 提出書類

駐車監視員資格者講習受講申込書(正本[広島県収入証紙並びに裏面に氏名及び撮影

年月日を記載した写真をちよう付したものと及び副本)

- (5) 受講手数料
19,000円
この手数料は、19,000円に相当する額の広島県収入証紙を受講申込書の所定の欄にちよう付して納めること。
この広島県収入証紙には消印をしないこと。
なお、納付された受講手数料は返還しない。

- 6 問い合わせ先
広島県警察本部交通部交通規制課駐車対策室
電話 (082) 228 - 0110 内線705 - 411～413

警察本部公告

広島県警察本部公告第36号

平成19年度放置車両確認事務業務委託に関する事前説明会を次のとおり開催する。

平成18年4月17日

平 成 1 8 年 4 月 1 7 日

広島県警察本部長 片 岡 義 篤

- 1 開催日時等
(1) 開催日時
ア 第1回
平成18年5月18日(木) 午前10時から午後0時まで
イ 第2回
平成18年5月18日(木) 午後2時から午後4時まで
(2) 受付時間
各回とも開始時刻の30分前から受け付ける。
なお、各回とも30名程度の参加者を予定しているため、参加人員の状況により、希望の回以外を指定する場合がある。
- 2 開催場所
広島市中区基町1番4号 別館基町庁舎北館3階 会議室
- 3 持参物
平成19年度放置車両確認事務業務委託に関する事前説明会参加通知書(参加申込書を受理した後、広島県警察本部から送付するもの)

4 参加手続

- (1) 参加申込書の受付期間

平成18年4月24日(月)から平成18年5月12日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律「昭和23年法律第178号」に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間、随時受け付ける。

- (2) 参加申込書の請求

ア 配付場所
広島市中区基町1番4号 別館基町庁舎南館1階
広島県警察本部交通部交通規制課駐車対策室
なお、参加申込書の郵送は行わない。

イ インターネットによる場合
広島県警察ホームページに掲載中の「放置車両の確認事務の民間委託」から印刷すること。

- (3) 参加申込書の提出先等

ア 提出先
上記(2)のアの場所
イ 提出方法
持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役割のうち書留郵便に準ずるものという。受付期間内必着)とする。

5 留意事項

- (1) 収容人員に限りがあるため、1法人につき1名の参加とする。
(2) 開催場所には駐車場がないため、公共交通機関を利用して参加すること。
- 6 問い合わせ先
広島県警察本部交通部交通規制課駐車対策室
電話 (082) 228 - 0110 内線705 - 411～413